

## 学生教育研究災害傷害保険のご案内＜全員加入済み＞

～正課中・課外活動中にケガをしたら・・・?～

担当：学生部学生センター(2号館1階)



亜細亜大学では、学生の教育研究活動中のケガなどに対応するため、全学生を対象に「学生教育研究災害傷害保険(Aタイプ) ((公財) 日本国際教育支援協会)」に加入しています。

授業中や大学施設内、課外活動(クラブ活動)中にケガをした場合、手続きを行うことで医療保険金が支払われます。

※本学では、特約(通学中等傷害危険担保特約及び接触感染予防保険金支払特約)は個別加入できません。

### 教育研究活動とは・・・?

- ① 正課中
  - ② 学校行事に参加している間
  - ③ ①②④以外で大学施設内にいる間
  - ④ 課外活動(クラブ活動)中
- ※約款詳細は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」参照

### 【ケガから保険金請求までの流れ】



ケガをした当日を含めて30日以内に「事故発生はがき」を学生部学生センター(2号館1階)へ提出  
※「事故発生はがき」は学生部学生センターにあります

このケガの治療にかかった医療機関発行の領収書を日付順にして全て保管しておく  
※請求手続き時に必要なため紛失に注意してください

医療機関での治療の終了もしくはクラブ活動へ復帰したら「保険金請求書」を学生部学生センターへ提出  
※「保険金請求書」は学生部学生センターにあります  
※医療機関発行の領収書コピーを添付してください(領収書は日付順に並べてコピーしてください)  
※支払保険金の請求金額が10万円以上になる場合には、「医師の診断書(所定用紙)」も必要です(所定用紙は学生部学生センターにあります)

※手続きの方法や詳細については、学生部学生センター(2号館1階)までお問い合わせいただくか、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をお読みください。

### 【対象となる活動範囲】 ※「病気」はこの保険の対象となりません。

被保険者(補償を受けることができる方)が在籍する大学の国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

(注)傷害には次に掲げるものを含まず。

- ① 身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)。
- ② 日射又は熱射による身体の障害。

【医療保険金】 ※医師の治療を受けた場合

事故発生時の活動の種別		治療日数	医療保険金		
(治療日数1日から対象) ・正課中 ・学校行事中	[対象外]	1日～3日	3,000円		
	(治療日数4日以上が対象) ・課外活動(クラブ活動)以外で学校施設内にいる間	[対象外]	4日～6日	6,000円	
		[対象外]	7日～13日	15,000円	
		(治療日数14日以上が対象) ・学校施設内外での課外活動(クラブ活動)中		14日～29日	30,000円
				30日～59日	50,000円
				60日～89日	80,000円
				90日～119日	110,000円
				120日～149日	140,000円
				150日～179日	170,000円
			180日～269日	200,000円	
	270日～	300,000円			

入院した場合



入院加算金 (180日限度)
<b>入院1日につき 4,000円</b>
(注)入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく、入院1日目から支払われます

【死亡保険金】 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」	1,000万円

【後遺障害保険金】 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

※死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金が支払われます。

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

ケガや熱中症で思わぬ後遺症が残ることもあります。活動するには十分注意してください。

